消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

News Release

令和８年 11 月 25 日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第 35 条第１項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

１．ガス機器・石油機器に関する事故　２件
（うちガスこんろ（都市ガス用）２件）

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故　１件
（うち電気シェーバー１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故　８件
（うち電動アシスト自転車１件、自転車１件、液晶テレビ１件、リチウム電池内蔵充電器１件、コンセント１件、タブレット端末１件、電気ケトル１件、温水洗浄便座１件）

４．製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

１．～４．の詳細は別紙のとおりです。

５．留意事項
これらは消費生活用製品安全法第 35 条第１項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】
消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）
担　当：松本、上田（俊）、別所、箭竹、上田（謙）
電　話：03(3507)9204（直通）
ＵＲＬ：https://www.caa.go.jp/

■消費生活用製品の重大製品事故一覧　　別　紙

1．ガス機器・石油機器に関する事故（製品起因か否かが特定できていない事故を含む。）

受理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600944	令和8年10月17日	令和8年11月19日	ガスこんろ（都市ガス用）	RT33NJH-L	リンナイ株式会社	火災	火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	北海道	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年11月10日
A202600945	令和8年11月10日	令和8年11月19日	ガスこんろ（都市ガス用）	DG32Q1VQ1SV	株式会社ハーマン	火災 軽傷1名	当該製品が点火しないため、数回点火ボタンを操作したところ、当該製品及び周辺を汚損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	

2．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600942	令和8年10月5日	令和8年11月19日	電気シェーバー	ES-PV3A	パナソニック株式会社	火災	当該製品に他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電中、当該製品とUSBケーブルとの接続部を溶融する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品本体のUSBソケットとUSBケーブルの接続部分に水や液体が付着した状態で充電を行ったことにより、電気的短絡が発生し、接続部分の発熱により同部分周辺の樹脂溶融に至ったものと考えられる。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年11月4日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600938	令和8年10月5日	令和8年11月19日	電動アシスト自転車	火災	駐輪場で火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年11月17日
A202600939	令和8年8月14日	令和8年11月19日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、ブレーキが効かず、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年11月17日
A202600940	令和8年11月8日	令和8年11月19日	液晶テレビ	火災	当該製品を使用中、異臭及び発煙に気付き確認すると、当該製品から発煙する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202600941	令和8年10月9日	令和8年11月19日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年11月17日
A202600943	令和8年10月21日	令和8年11月19日	コンセント	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年11月9日
A202600946	令和8年10月12日	令和8年11月20日	タブレット端末	火災	当該製品に他社製の充電器及びUSBケーブルを接続して充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年11月10日
A202600947	令和8年10月7日	令和8年11月20日	電気ケトル	火災	当該製品を使用中、当該製品の電源プラグ部及びその周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年11月18日
A202600948	令和8年10月27日	令和8年11月20日	温水洗浄便座	火災	約20年ぶりに当該製品の電源を入れたところ、異臭とともに当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大分県	製造から35年以上経過した製品 令和8年11月6日に消費者安全法の重大事故等として公表済

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし